

光学薄膜研究会規約

改訂 2026 年 4 月 1 日

1. 名称 光学薄膜研究会

(英語名称 : The Optical Thin-Film Science and Engineering group)

(以下「本研究会」とする)

2. 目的

- ・日本の光学分野の活性化を図る。
- ・光学関係の規格の標準化作業を進め、日本の国益を守る。

本研究会は上記目的に賛同し、光学薄膜及びその応用技術に興味を持つ研究者や技術者が、光学薄膜にかかわる基礎的な事項について深く議論を尽くし、また、最新の技術議論について情報交換を行う場を提供することを目的とする。

3. 活動内容

- 1) 研究会開催
- 2) ISO 規格の作成 (ISO TC172 SC3 WG2 -光学コーティング-活動への参加)
- 3) JIS 規格の作成 (光学薄膜)
- 4) 学術講演会発表支援
- 5) 国際会議開催及び開催支援
- 6) その他前項の目的に即した活動

4. 事業年度

毎年 4 月 1 日からの 1 年間とする。

5. 会計年度

毎年 4 月 1 日からの 1 年間とする。

6. 会員

本研究会の目的に賛同する個人より及び企業(団体)から構成する。
会員については次のように定義する。

【法人会員】

- 1) 法人会員は日本企業とする。
- 2) 法人に所属する者は、基本的に法人会員での承認とする。
- 3) 関連会社・子会社は同一法人とは見なさない。

【個人会員】

- 1) 個人会員としての資格は、特定の個人とする。
- 2) 個人会員は次の場合に承認する
 - ①法人に所属していない日本国籍を有する者。
 - ②海外法人に所属するが、次の条件を満たす者。
 - ・日本国籍を有すること
 - ・連絡先が日本国内であること
 - ・会費の支払が日本国内からであること
 - ③運営委員会で特別承認された者。

7. 研究会

- 1) 法人会員は会費1口あたり3名まで研究会に無料出席できる。
- 2) 個人会員については特定個人とし、研究会への代理出席を認めない。
- 3) 非会員は当日参加料を支払う場合、研究会に参加できる。ただし、Webへの参加は除く。

8. 謝礼金

- 1) 研究会講師の謝礼について以下のようにする。
 - ① 講師への交通費(実費)は5,000円単位で切上げて清算する。
 - ② 講師への謝礼金は30,000円とする。講演時間が20分未満の場合、謝礼金は15,000円とする。ただし、講師が複数名/1講演の場合は、頭割りもしくは講演代表者に支払う。又、懇親会会費及び宿泊を伴う参加費は徴収しない。
 - ③講師が宿泊する必要がある場合、15,000円/泊を支払う。
 - ④特別な理由がある場合、運営委員会メンバーの承諾後に謝礼金を設定する。
- 2) 講演会以外の座談会等への参加者への謝礼金は30,000円とする。

①謝礼金は 30,000 円とする。

②交通費（実費）は 5,000 円単位で切上げて清算する。

宿泊費が必要な場合交通費と合算させ 5,000 円単位で切上げて清算する。

3) 顧問への交通費（実費）は 5,000 円単位で切上げて清算し、謝礼金は 10,000 円/回とする。必要に応じて宿泊費を支払う。宿泊費は、講師と同額の 15,000 円/泊とする。

9. 業務委託

1) 学生などのアルバイトを雇う必要がある場合、一人当たりの業務報酬を7,000 円／日とする。懇親会費用、宿泊費は徴収しない。宿泊を伴う場合は、交通費（実費）を支払う。

2) 法人への外部委託をする場合、運営委員過半数の承諾のもと業務報酬を決め、研究会代表と法人とで契約を締結する。

10. 活動基金

本研究会は個人会費及び企業（団体）会費を活動基金とする。

11. 会費

会員の会費は年会費とする。

・法人（団体）： 30,000 円（1口）

・個人： 8,000 円

・個人（法人に属する方で、運営委員会で特別承認された者）： 30,000 円（1口）

*ただし、学生、学校法人、研究機関、公益法人などを対象とし、運営委員会で特別承認された者は無料とする。

12. 入会及び退会

1) 本会の目的に賛同し入会を希望するものは、所定の手続を行い事務局に申請した後、運営委員会にて入会の可否が決定される。入会の可否は申請者に通知する。

2) 入会が認められた会員は所定の年会費を納める。会計年途中からの入会であっても法人、個人にかかわらず所定の年会費を納める。

3) 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

4) 年会費を納付期限より半年以上納付しなかった会員は会員資格を喪失する。

- 5) 総会において、議決が得られたときに会員資格を喪失する。
- 6) 退会及び会員資格を喪失した場合の会費の返納は行わない。
- 7) 年度中の会員種類の切り替えは出来ず、変更は年度毎とする。

1 3. 運営委員および代表

1) 本研究会の運営が円滑に進むために以下の運営委員を定める。

- ①本研究会の運営は、代表者1 名、事務局長 1 名、および運営委員（庶務、会計、広報、書記、その他数名）によって行う。
- ②代表および運営委員の任期は4 月1 日からの2年間とし、再任を妨げない。代表は、前期の運営委員が推薦し、総会で承認する。次期の事務局長、運営委員は代表が任命する。
- ③代表は運営委員以外から会計監査1 名、また必要に応じて、顧問、アドバイザーを設置し任命する。

2) 代表、又は代表から任命を受けた担当者への交通費

本研究会の運営に関わる業務や会議での交通費又は宿泊費が発生する場合、実費清算とする。

3) 法人に属さない運営委員の会費は徴収しない。

1 4. 総会

定時総会は1 回／年の開催とし、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。また、必要がある場合に開催する。なお、総会は会員総数の過半数の出席（委任状含む）がなければ開会することはできない。

- (1) 定時総会は役員、予算、決算、事業報告、事業計画の決定を行う。
- (2) 総会の決議は出席した会員の過半数をもって行う。
- (3) 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任することができる

1 5. 事務局

本研究会代表者の下に事務局を設置する。ただし、運営委員会で認められた場合は、設置場所を変更することは可能である。

事務局所在地

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目四丁目 1 番 1 号

東海大学 工学部 光・画像工学科 室谷研究室内 光学薄膜研究会

メールアドレス：info-otfse@otfse.org

- ・ 不可抗力で研究会としての活動に支障がおきた場合、事務局の裁量で対応措置を行なう。
- ・ 付則 この改訂規則は 2025 年 4 月 1 日より実施する。
- ・ 光学薄膜研究会 設立日 2011 年 3 月 1 日

【改訂履歴】

2011 年 3 月 1 日	光学薄膜研究会規約（初版）制定
2012 年 4 月 24 日	規約改定 ・ 法人会員、個人会員の入会資格を明確化。 ・ 法人会員の研究会への無料参加可能人数を追加。 ・ 個人会員の年会費について入会月による月割りを廃止。 ・ 運営委員にアドバイザーを追加。 ・ 会計監査の担当者変更。
2013 年 4 月 23 日	規約改定 ・ 運営委員の選出方法の明確化。 ・ 代表の選出方法の明確化。 ・ 事務局長の設置。 ・ 運営委員にアドバイザーを追加。 ・ 謝礼金規則を制定。
2014 年 4 月 22 日	規約改定 ・ 顧問を設置し、謝礼金を支払う。 ・ 運営委員を追加。
2015 年 4 月 21 日	規約改定 ・ 第 3 期運営委員、会計監査、アドバイザー、顧問を追加。
2016 年 5 月 17 日	規約改定 ・ 会則内に記載する運営委員メンバー表を削除。 ・ 謝礼金の項目の変更。 宿泊を伴う講演会の場合、研究会会員講師への謝礼を懇親会費無料としておりましたが、宿泊費も無料に変更。 ・ 運営委員および代表の項目。 アドバイザーの記述の追記。現状運営委員メンバーや任命

	を受けた担当者への交通費支給と任期に関する記述を追記。
2017 年 4 月 19 日	規約改定 ・ 特別な理由により運営委員会に承認された法人格に属する個人会員枠を新たに設定。 ・ 入会退会規約にて、年度途中での会員区分変更が出来ない規定を新たに設定。
2018 年 4 月 24 日	規約改定 ・ アルバイトを雇う際の規約を新たに設定。 ・ 外部委託の際の規約を新たに設定。
2019 年 4 月 22 日	規約改定 ・ 活動内容の ISO 規格 JIS 規格の作成に関する詳細説明を追記。 ・ 会費に関して 2020 年度以降の価格を新たに設定。 ・ 事務局の連絡先を変更。
2020 年 6 月 10 日	規約改定 ・ 運営委員のメンバー表を削除。 ・ 会費に関して 2019 年度までの価格記載を削除。 ・ 項目 “15. 事務局” に、不可抗力時の活動に関して追記。
2021 年 5 月 25 日	規約改定 ・ 項目” 1 3. 運営委員および代表” に法人に属さない運営委員会の会費に関して追記。
2022 年 4 月 1 日	規約改定 ・ 項目” 7. 研究会” に Web 対応時の非会員の扱いを追記。 ・ 項目” 1 1. 会費” の適用年度を削除。
2023 年 4 月 1 日	規約改定 ・ 項目” 8. 謝礼金” 謝礼金を 1 万円から 3 万円に増額。
2024 年 4 月 1 日	規約改定 ・ 項目” 1 1. 会費” に学生、学校法人、研究機関、公益法人などの扱いを追記。
2025 年 4 月 1 日	規約改定

	・項目” 8. 謝礼金” に宿泊費の金額を追記。